

## 三重県認知症介護実践者等養成事業実施法人指定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。)第4の(1)及び(2)の規定に基づき、三重県内において実施される認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修(実践者研修及び実践リーダー研修)(以下「研修」という。)の実施主体として知事が指定する法人(以下「研修実施法人」という。)の指定手続等について、国要綱及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日付け老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「課長通知」という。)の規定によるほか必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請)

第2条 研修実施法人の指定を受けようとする法人(以下「申請法人」という。)は、認知症介護研修実施法人指定申請書(様式1)に必要書類を添付して研修募集開始予定日の2か月前までに知事に提出するものとする。

### (指定の要件)

第3条 知事は、前条により提出された指定申請書の内容等が、国要綱及び課長通知の規定並びに次の各号に掲げる事項と適合すると認められるときは、研修実施法人として指定するものとする。

- (1) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有していること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 研修事業の運営上知り得た個人情報の取扱いについて、この事業に従事している者及び従事していた者に対して十分な措置がなされていること。
- (4) 研修事業を継続的に毎年度実施されること。
- (5) 原則として認知症介護指導者が講義を行うこと。なお、認知症介護指導者以外の者が講義を行う場合については、その資格、能力等を証明する資料を提出すること。
- (6) 研修の受講対象者については、国要綱及び課長通知の規定によるほか、主に県内に所在する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第24項に規定する介護保険施設、法第41条に規定する指定居宅介護サービス事業所又は法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業所等(以下「介護保険施設・事業所等」という。)の介護職員等とすること。
- (7) 第12条の規定による指定の取消処分を受けた法人については、当該処分の日か

ら3年以上経過していること。

(指定の通知等)

第4条 知事は、前条の規定により研修実施法人として指定したときは、認知症介護研修実施法人指定通知書(様式5)により申請法人へ通知し、研修実施法人の概要等を県ホームページに公表するものとする。

2 知事は、研修実施法人として指定しないときは、その旨を理由を付して申請法人に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第5条 研修実施法人は、指定申請書の内容を変更しようとするときは、認知症介護研修実施法人変更届(様式6)を知事に提出するものとする。

2 知事は、第1項による変更が認められないときは、その旨を理由を付して実施法人に通知するものとする。

3 研修実施法人は、研修事業を廃止しようとするときは、認知症介護研修事業廃止届(様式7)を提出するものとし、研修事業廃止後、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 第10条第5項に定める書類を規定の期間保存し、修了者から修了証明を求められた場合に対応できる体制を整備すること。なお、法人を解散する場合等においては、下記のとおり対応すること。

(ア) 研修事業を引き継ぐ事業者が存在する場合は、書類の保存及び修了証明を行う体制について適切に引き継ぎを行うこと。

(イ) 研修事業を引き継ぐ事業者が存在しない場合は、第10条第5項に定める書類を県に提出すること。

(2) 修了者に対し、事業の廃止及び今後の連絡先を周知すること。

(実施計画の提出等)

第6条 研修実施法人は、研修の受講者を募集する1か月前までに認知症介護実践研修事業実施計画書(様式8)(以下「実施計画書」という。)に必要書類を添付して知事に提出するものとする。

2 研修実施法人は、実施計画書の内容を変更しようとするときは、認知症介護研修事業実施計画変更届(様式11)により速やかに知事に届け出るものとする。

3 知事は、第1項による変更が認められないときは、その旨を理由を付して実施法人に通知するものとする。

(修了証書の交付)

第7条 研修実施法人は、研修修了者に対し、修了証書(様式12の1から3)を交付す

るものとする。

(修了者名簿の提出)

第8条 研修実施法人は、次に掲げる事項を記載した認知症介護研修修了者名簿（様式13）を作成し、適正な方法をもって管理しなければならない。

2 研修実施法人は、前条の規定により修了証書を交付したときは、その交付日から1か月以内に前項の認知症介護研修修了者名簿を知事に提出するものとする。

(実績報告の提出)

第9条 研修実施法人は、第6条第1項の規定による実施計画書に記載した研修が終了した場合は、修了日から1か月以内に認知症介護研修事業実績報告書（様式14）を知事に提出するものとする。

(留意事項)

第10条 研修実施法人は、認知症介護実践研修（実践者研修及び実践リーダー研修）の受講者を決定する際において、課長通知第2（1）キ及び（2）キの規定に基づき、市町の長からの推薦を経て申込みがされた者については、研修受講者の決定について特段の配慮を行うこと。

2 研修実施法人は、事業運営上知り得た受講者の秘密の保持に留意し、個人にかかる情報については適切に管理しなければならない。

3 研修実施法人は、研修を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

4 研修実施法人は、実習を実施するにあたり、実習施設等の利用者の健康、安全及び人権について最大限の配慮をするよう受講者を指導するとともに、実習において知り得た個人の秘密の保持について、十分に留意するよう受講者を指導しなければならない。

5 研修実施法人は、受講者の研修への出席状況等、研修に関する書類を研修が終了した日から起算して5年間保存しなければならない。なお、認知症介護研修修了者名簿（様式13）については、永年保存しなければならない。

(研修事業の調査及び指導)

第11条 知事は、研修実施法人に対し、必要があると認めるときはその研修事業に関する報告及びこれに関する書類の提出を求め、又は研修実施法人の同意を得て実地に調査することができるものとする。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、研修実施法人に対して改善指導を行うことができるものとする。

2 知事は、前項に定める改善指導について改善が認められるまで、研修事業の中止を命

ずることができるものとする。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって研修実施法人に通知するものとする。

(指定の取消)

第12条 知事は、研修実施法人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条に基づく指定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する指定の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。
- (2) 指定申請又は実績報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (3) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- (4) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (5) 前条に定める改善指導に従わないとき。
- (6) 2年以上にわたり研修が実施されなかったとき。
- (7) 研修実施法人が介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）その他高齢者福祉に関する法律に違法する行為を行ったとき。

2 知事は、前項に定める指定の取り消しを行う場合においては、あらかじめ書面をもって研修実施法人に通知するとともに、その内容について公開するものとする。

3 第1項による取消が行われた場合における研修実施法人の留意事項については、第5条第3項の規定を準用する。

(聴聞の機会)

第13条 知事は、前条に定める指定の取り消しを行う場合においては、研修実施法人に対して弁明の機会を与えるため三重県聴聞規則（平成6年9月30日三重県規則第90号）の規定に基づく聴聞を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、認知症介護実践研修の研修実施法人の指定手続きについて必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。